



9月1日は防災の日



防災訓練に参加しましょう

初期消火・応急救護等のさまざまな訓練を行います。直接会場へお越しください。

※9月30日(土)までに実施する訓練を掲載しています。このほかに行う訓練は、区報8月21日号1面をご覧ください

防災訓練 (町会・自治会)

地域	期日	訓練時間	会場	町会名
南千住	9月10日(日)	午前 9時～正午	若宮八幡児童遊園	南千住六丁目日本町会
	9月24日(日)	午前 9時30分～11時30分	天王公園	南千住瑞光町会
荒川	9月 3日(日)	午前 9時～正午	荒川八丁目公園	菅苗会
	9月10日(日)	午前10時～正午	荒川七丁目仲道アパート中央広場(荒川7-8)	仲道会
町屋	9月 3日(日)	午前 9時～11時	町屋四丁目グリーンスポット	町屋実揚町会・町屋東栄町会
		午前10時30分～11時30分	町屋二丁目公園	町屋二丁目仲町会
尾久	9月10日(日)	午後 1時～ 3時	西尾久四丁目児童遊園	西尾久中町会
日暮里	9月 3日(日)	午前10時～11時30分	日暮里第二児童遊園	ひぐらし文化会
		午前 9時～正午	日暮里駅前イベント広場	日暮里中央町会

住宅用火災警報器を 設置しましょう


住宅用火災警報器は、火災の際に煙や熱を感知して音声やブザー音でお知らせする機器です。

火災の早期発見・通報につながり、被害が抑えられる等、高い効果があります。※平成22年4月1日より東京都条例で全ての部屋に設置が義務付けられました。まだ設置していない場合は、早期に設置しましょう

住宅用火災警報器について知っていますか

Q どんな種類がありますか

A  **煙式(光電式)** 煙を感知するタイプ
基本的にはこのタイプを設置します。

 **熱式(定温式)** 周辺温度を感知するタイプ
台所等、煙や湯気が発生しやすい場所に設置します。
(写真提供・東京消防庁)

Q どこに設置すればいいですか

A 普段使っている居室や、階段、台所等、全ての部屋の天井や壁に設置する必要があります(浴室や洗面所、トイレ等は除く)。

Q どこで買えますか

A 防災設備取扱店のほか、家電量販店、ホームセンター等で購入できます。区では防災用品のあっせんを行っており、住宅用火災警報器も取り扱っています。

Q 「ピッピッピッ」と音が鳴っていますが、何の警告音でしょうか

A 電池切れや本体の異常発生時に、このような音が鳴ることがあります。また、電池の寿命が近づくと警告音を発する機器もあります。

住宅用火災警報器の耐用年数と電池の寿命を確認しましょう

メーカーや機種ごとに異なりますが、おおむね10年程度が寿命です。ご自宅の機器を確認し、耐用年数を超えるものについては、交換するようお願いいたします。

※区では、平成18～20年に、各家庭に住宅用火災警報器を配布しています。古くなると機能が低下し、火災を感知しなくなることがあるため、非常に危険です

各警報器ごとに、点検方法や電池交換の方法(交換できないものもあります)が異なりますので、説明書等で確認しておきましょう。

問合せ 防災課 ☎内線418

ご存じですか 国民年金の制度

申請・相談・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2411

こんなときは届け出を

- ▶ 20歳になったとき(国籍問わず)
 - ▶ 第1号被保険者(自営業者とその配偶者、学生の方等)が、荒川区に転入したとき
 - ▶ 第2号被保険者(厚生年金保険に加入している方)が、60歳になる前に退職したとき
 - ▶ 第2号被保険者に扶養されている配偶者が、収入増・離婚・配偶者の退職等で、扶養から外れたとき
- ※各区民事務所でも届け出を受け付けています

外国籍の方も加入が必要です

日本に住む20～60歳未満の方が加入し、保険料を納めます。受給資格を満たせば、老後に年金を受給できるほか、障がいが残ったとき要件を満たせば障害基礎年金を受給できます。

外国籍の方で受給資格を満たしていない場合も、保険料を6か月以上納めれば、出国後2年以内に請求すると、脱退一時金が請求できます。

保険料の納付が困難な方は、納付が免除、猶予されます

- ◆ **全額免除・一部免除制度**
保険料の納付が困難な方は、申請により所得に応じて免除されます。
- ◆ **納付猶予制度**
50歳未満の方は、本人・配偶者の所得が基準額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。
- ◆ **学生納付特例制度**
前年の本人の所得が一定額以下の学生等は、申請により保険料の納付が猶予されます。

病気やけがで障がいが残ったら、障害基礎年金の手続きを

国民年金加入中や、20歳前および60歳以上65歳未満に初診日がある病気やけがによって、一定の障がい状態にある場合は、請求により障害基礎年金を受けられることがあります。

60歳以上の方も国民年金に任意加入できます

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間の10年*を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額受けられない方は、65歳になるまでの期間、国民年金に任意加入できます。また、昭和41年4月1日以前に生まれ、65歳までに受給資格期間の10年*を満たせなかった方は、70歳になるまでの間、さらに任意加入できる特例があります。
*平成29年8月1日から、25年が10年に短縮されました